

置賜広域行政事務組合火災予防条例第33条運用要領

制定 令和5年10月1日

施行 令和5年10月1日

1 趣旨

この要領は、置賜広域行政事務組合火災予防条例（平成23年条例第14号。以下「条例」という。）第33条喫煙等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 指定場所とは、消防長が条例第33条第1項に掲げる場所において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む行為の禁止を指定する場所をいう。
- (2) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込む行為をいう。
- (3) 解除承認とは、指定場所における禁止行為を事前の申請により、消防長が定める基準（以下「解除の基準」という。）に適合するときは、例外として申請の行為を認めることをいう。
- (4) 継続承認とは、すでに解除承認を受けた行為と同様の指定場所、禁止行為について、承認された期間のみ延長する場合において、申請により承認期間の延長を認めることをいう。
- (5) 承認単位とは、解除承認に係る要件を適用する場所の範囲をいう。
- (6) 防火区画とは、建築基準法施行令（昭和25年11月6日政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項に掲げる基準で区画され、かつ、建基令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (7) 不燃区画とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に掲げる基準で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は特定防火設備（常時閉鎖式防火戸及び感知器連動式防火戸であって防火シャッターを除いたものをいう。以下同じ。）若しくは防火設備（常時閉鎖式防火戸及び感知器連動式防火戸であって防火シャッターを除いたものをいう。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通するダクトには防火ダンパーが設けられているものをいう。
- (8) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に定める性能を有する建築材料（15ミリメートル以上の木毛セメント板、9ミリメートル以上の石膏ボード等）をいう。
- (9) 喫煙設備とは、安定性のある不燃性の吸殻容器をいう。
- (10) 重要な文化財とは、山形県文化財保護条例（昭和26年県条例第53号）及び米沢市文化財保護条例（昭和50年4月1日条例第16号）並びに南陽市文化財保護条例（昭和52年3月25日条例第14号）、高畠町文化財保護条例（平成5年3月25日条例第3号）、川西町文化財保護条例（昭和56年3月25日条例第11号）の規定により指定されたものをいう。

- (11) 百貨店等とは、消防法施行令（昭和36年3月政令第37号。以下「施行令」という。）別表第1の（4）項及び（16）項イの（4）項部分（いずれもみなし従属部分を除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の小売店舗をいう。
- (12) 大規模な百貨店等とは、前号に規定するもので床面積の合計が3,000平方メートル以上の小売店舗をいう。
- (13) 売場外周部とは、売場外周に隣接している部分及び建基令第112条第1項本文の規定による区画に隣接している部分をいう。

3 指定場所の範囲

- (1) 指定場所の用途及び禁止行為は別表第1によるものとする。
- (2) 指定場所の適用について、次の場合は、それぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。
- ア 施行令第8条の規定により区画されている当該場所
- イ 昭和50年3月5日付け消防安第26号通達に基づき、別棟扱いされている当該場所

4 禁止場所の範囲

禁止場所の範囲は、次のとおりとする。

(1) 百貨店等及び大規模な百貨店等の売場

ア 物品陳列販売部分とその通路

イ 売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接しているストック場、食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー。（以下これらを「加工場等」という。）ただし、加工場が不燃区画され、当該加工場等の開口部（2平方メートル以内のはめごろしの防火設備を除く。）が直接売場等に面することなく、特定防火設備で、不燃隔壁（開口部は不燃材料の扉等とする。）で仕切られたバックヤード（以下「バックヤード等」という。）に面している場合、並びに、売場に面したバックヤード等出入口が防火設備及び加工場等が不燃区画、又は、バックヤード等出入口から不燃区画された加工場等出入口までの距離が5m以上の場合は、売場から除く。

ウ 売場又は通常顧客の出入りする部分に隣接している食堂、喫茶店等の飲食店。ただし、次に掲げるものである場合は、売場等から除き、飲食店として取扱う。

① 飲食店部分が不燃区画であること。

② 気体燃料、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用又は危険物等の煮沸を行う厨房部分が不燃区画（大規模な百貨店等の場合は防火区画）であること。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード等用簡易自動消火装置が設置され、気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設けてある場合を除く。

エ 写真現像、洋服の仕立て、クリーニングなどの各種承り所

オ 手荷物一時預かり所、買物品発送所、店内案内所、託児所等のサービス施設

(2) 百貨店等の通常顧客の出入りする部分

ア 物産展、展覧会等を行う催事場。ただし、常に物品を販売している場合は、売場として扱う。

イ 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真屋、貸衣装室、生活教室など兼営事業部分。ただし、売場等と不燃区画されている場合は、通常顧客が出入りする部分から除く。

ウ 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分

エ 上記の他、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所など顧客が使用する部分

(3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の舞台

ア 舞台及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室及び小道具室

イ 舞台と不燃隔壁で区画されている場合以外の楽屋及び出演者の控室

(4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の客席

椅子席、升席、立見席及び客席内通路部分

(5) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の公衆の出入りする部分

ホワイエ、ロビー、廊下、通路及び階段等の部分

(6) 屋内展示場の公衆の出入りする部分

展示ブース等の展示を行う部分及び入場者が使用する階段、廊下、エレベーター、エスカレーター、ロビー等

(7) 映画スタジオ及びテレビスタジオの撮影の用に供される部分

スタジオ内のセットを設ける部分及び同一室内にあるスタジオに付属して使用される観覧席等。ただし、不燃区画された当該部分を除く。

(8) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台

客に演劇、演芸若しくは音楽の演奏等を観覧又は鑑賞させるために設けられた舞台区及びこれらに接続した大道具室、小道具室部分。ただし、客のカラオケ用に使用する程度の舞台は除く。

(9) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の公衆の出入りする部分

客が使用する客席、通路、階段、ホール等の部分

(10) 車両の駐車場の公衆の出入りする部分

旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が使用する部分

(11) 自動車車庫、駐車場の駐車のに供する部分

駐車のに供する部分（駐車及び車路等）で、床面積が地階又は2階以上の階で200平方メートル以上、1階で500平方メートル以上、屋上部分で300平方メートル以上のもの及び、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10台以上のもの。

(12) 重要文化財等の建造物の内部

当該建造物として指定されている部分とし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが

指定されている場合は、当該部分。

ただし、個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等事務の用に供する部分がある場合には、その部分を除く。

(13) 重要文化財等の建造物の周囲

当該建造物の周囲3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とする。ただし、文化財等の建造物の存する敷地内で、外来者が立ち入ることのできる部分については、その状況及び個々の文化財等の建造物の形態により、敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲とする。

5 禁止行為の範囲

指定場所のうち、公衆の出入りする部分等の用途により区分けした場所（以下「禁止場所」という。）における禁止行為のうち、喫煙、裸火使用及び危険物品持込みそれぞれの範囲は次のとおりとする。

(1) 喫煙

マッチ、ライター等で点火したたばこを吸う一連の行為。及び、火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）を吸う行為。ただし、たばこに該当しない「電子たばこ」を吸う行為を除く。

なお、舞台等の禁止場所を除き、別表第2の基準による喫煙所における喫煙は、禁止行為に該当しないものとする。

(2) 裸火の使用

通常、炎、火花を発生するもの又は赤熱した発熱部を外部に露出した状態で使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で可燃物がふれた場合、瞬時に着火するおそれのあるもので、火気使用設備器具にあっては次表に掲げるものとする。

裸火使用に該当する火気使用設備器具の範囲（次表に掲げるもの）

火気使用設備器具	熱源	該当しないもの
条例第2条から第17条まで及び第22条並びに第27条から第30条までに定めるもの	気体燃料 液体燃料 固体燃料	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式等）
	電気	発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているトースター、ドライヤー及びオーブン等で、かつ、公的検査機関の検査を受けているもの、又は、公的検査機関の検査を受けていないが、サーモスタット等の安全装置が設けられ、表面温度がおおむね400℃まで上昇しない構造のもの。

(3) 危険物品の持込み

次に掲げる危険物品を持込み取扱うすべての行為とする。ただし、次表に掲げるものは、危険物品持込み行為に該当しないものとする。

- ア 消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げる危険物
- イ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号以下「危政令」という。）別表第4備考に規定する可燃性固体類及び可燃性液体類
- ウ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス
- エ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げる玩具用煙火

危険物品持込みに該当しないもの（次表に掲げるもの）

指定場所の用途	解除承認の手続きを必要としない行為
百貨店・マーケット 物品販売店舗	1 売場などで、次に掲げる商品を恒常的に陳列販売する場合（※1、※2、※3） <ul style="list-style-type: none"> (1) 危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満の危険物に該当する製品 (2) 条例別表第3に定める数量の5分の1未満の可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品 (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される容器入りのもので、取扱いガス総質量が20kg以下の可燃性ガス (4) 「SF」マーク（（社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されている総薬量5kg未満の玩具用煙火 2 展示のみで稼動を伴わない車両のタンク内の燃料（ガスを含む。）潤滑油等 3 展示されている機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油等 4 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油（煮沸行為は、規制対象） 5 日常の清掃に使用しているクリーナー等の危険物品（加工や修理に使用するものは、規制対象） 6 手指等の消毒、洗浄用に用いる小容器（1ℓ程度）入りのアルコール類（消費に係る必要最小限の数量とし貯蔵を除く。）
劇場・映画館・演芸場 観覧場・公会堂・ 集会場	1 演出の為に持込むクリスマスクラッカー等（火薬取締法施行規則第1条の5（へ）に該当するもののみ） 2 展示のみで稼動を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油等 3 機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油等

指定場所の用途	解除承認の手続きを必要としない行為
劇場・映画館・演芸場 観覧場・公会堂・ 集会場	4 百貨店等の欄の6を適用する。(ホワイエ、ロビー、廊下、通路及び階段等の公衆の出入りする部分に限る。)
屋内展示場	1 展示のみの商品等、容器に密閉されている危険物品 2 装飾品として使用する可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等 3 百貨店等の欄の2、3、4、5、6を適用する。
映画、 テレビのスタジオ	1 劇場・映画館等の欄の1、2、3を適用する。 2 装飾品として使用する可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等 3 大道具搬送時に使用する搬入車両の燃料 4 大道具等の補修時に使用する塗料、スプレー等の危険物品 5 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油(煮沸行為は、規制対象)
キャバレー・バー ナイトクラブ ダンスホール・ 飲食店	1 フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油(煮沸行為は、規制対象) 2 日常の清掃に使用しているクリーナー等の危険物品 3 パーティー等で使用するクリスマスクラッカー及び舞台の演出に使用する平球等(火薬取締法施行規則第1条の5(へ)に該当するもののみ) 4 雰囲気づくりの為にテーブル上で使用する固形キャンドルや料理を保温する為に使用する料理用固形燃料(液体は、規制対象) 5 百貨店等の欄の6を適用する。

※1 数量は、1承認単位あたりの数量

※2 実演販売に使用する商品は規制対象

※3 必要以上の商品は陳列できないもの

6 指定場所に係る用途の判定

指定場所に係る用途の判定は、必ずしも施行令別表第1の用途区分にとらわれることなく、当該使用部分について、次により用途を判定する。

(1) 防火対象物又はその部分を臨時に他の用途に使用する場合にあっては、臨時の用途とする。

(2) みなし従属等防火対象物の部分については、実態の用途とする。

7 承認の申請

(1) 消防長又は消防署長は、あらかじめ置賜広域行政事務組合火災予防規則第4条の承認申

請を受けた場合は、別記様式第1（禁止行為解除承認申請処理簿）に記載するとともに、申請内容の審査及び現場調査を行い別記様式第2（禁止行為解除承認調査報告書）により処理するものとする。ただし、継続承認にあつては、必要とされる書類等を添付することで、書類審査により承認することもできるものとする。

- (2) 消防長又は消防署長は、前項の調査に基づき承認する場合は、別記様式第3（禁止行為解除承認書）を作成し申請者に交付するものとする。
- (3) 消防長又は消防署長は、第1号の調査の結果、承認することができないと認める場合は、申請書にその理由を記載して、申請者に返付するものとする。

8 禁止行為の解除承認

- (1) 条例第33条第1項ただし書きによる解除承認の審査及び現場調査は、次に掲げる事項によるものとする。

ア 禁止行為解除の基本条件

禁止行為の解除承認は、火災予防及び人命安全上の観点に着目し、当該行為に代替方法がなく、社会的に妥当性があるなど、真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、当該防火対象物の使用機能上必要最小限にとどめ、防火上支障がないと認められる範囲の場合に限るものであること。

イ 承認要件

- ① 承認要件は、当該申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合しており、かつ、指定場所及び禁止行為の種別に応じて、それぞれ別表第3から別表第9までの解除の基準に適合するものであること。
 - ② 裸火の使用が危険物品持込みを伴う場合は、裸火使用及び危険物品持込みの両方の承認要件に適合するものであること。
- (2) 承認要件の適用範囲は、原則として指定場所ごとを1の承認単位として適用する。ただし、百貨店等において、次に掲げる場合は、それぞれの部分を1の承認単位として取り扱うものとする。

ア 建基令第112条第1項本文の規定により区画（面積区画）された部分

イ 連続式店舗の各店舗

ウ 大規模な百貨店等の売場における裸火使用（電気を熱源とする火気使用設備器具を除く。）及び危険物品持込み（危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為に限る。）にあつては、1の階の売場を1の承認単位とする。ただし、前記のア及びイの部分が存する場合にあつてはその部分とし、別表第3の「売場の裸火使用（気体・固体を熱源とするもの）」項の4（大規模な百貨店等）の規定に該当する場合は使用場所を複数設けることができる。

エ 百貨店等の売場（3,000㎡未満）における裸火使用（電気を熱源とする火気使用設備器具を除く。）及び危険物品持込み（危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為に限る。）にあつては、1の階の売場を1の承認単位とする。

ただし、別表第3の「売場の裸火使用（気体・固体を熱源とするもの）」項の4

(2) ア、イ（大規模な百貨店等）の規定に該当する場合又はスプリンクラー設備が設置され別表第3「売場の裸火使用（気体・固体を熱源とするもの）」項の4（2）イ（大規模な百貨店等）に該当する場合は使用場所を複数設けることができる。

(3) 指定場所及び禁止行為の解除の状況に応じて、火災予防上、特に必要な範囲の補完措置を講ずるものとする。

9 承認の期間

禁止行為の解除承認期間は、当該申請における申請期間（催し物等の開催期間等）又は当該承認が恒常的な解除承認である場合にあっては機器等の変更があるまでの期間とする。

10 承認書の掲示

解除承認をした場所には、関係者に対して承認要件を遵守させるため、禁止行為解除承認書又はその写しを当該場所の見やすい位置に承認期間中掲示するものとする。

11 基準の特例

消防長は、禁止行為の解除承認に際し、本運用要領により処理しがたい場合で、次に該当する場合は、本運用要領によらないことができるものとする。

- (1) 承認を受けようとする位置、構造、設備及び管理又は取り扱い等の状況から判断して、火災の発生危険が著しく少ないと認める場合
- (2) 商工業の振興を目的とした展示専用の建築物において展示を行う場合等

12 未承認禁止行為の処理

立入検査等により未承認の禁止行為が認められた場合は関係者及び行為者に対し適切な指示をするとともに、次に定める内容について置賜広域行政事務組合査察規程第15条に規定する改修等報告書（様式第4号）により報告させるものとする。

- (1) 改修を容易に行うことができるものについては、その改修結果の状況
- (2) 当該禁止行為が前8（1）の規定に該当する場合で、承認要件に適合させるために、相当の期間を要すると認められる場合は、改修の方法及び改修に要する期間その他消防長が必要と認める事項

13 標識の設置

条例第33条第2項の規定による「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の標識を設置する箇所は、次のとおりとする。

(1) 「禁煙」の標識

- ア 劇場等、観覧場、集会場等及びキャバレー等の舞台にあっては、当該場所の入口の見やすい箇所とすること。
- イ 劇場等、観覧場及び集会場等の客席にあっては、入口及び正面舞台の側壁又は柱等で客席のすべての部分から確認できる箇所とすること。ただし、観覧場にあっては、その使

用形態に応じて見やすい箇所とすることができる。

また、正面舞台の側壁又は柱等で客席のすべての部分から確認できる標識については、次のとおりとすること。

- ① 原則として、通常の使用状態において視認することができる構造のもの
- ② 暗転により標識を視認することができなくなる場合は、館内放送による禁煙の旨の周知及び、喫煙行為の制止等について会場管理体制の確保を図る。

ウ 百貨店等の売場等にあつては、顧客、入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所及び危険物品の取り扱い場所の付近とすること。

エ 映画スタジオ等の撮影の用に供する部分にあつては、当該場所の入口の見やすい箇所とすること。

オ 駐車場等の駐車のに供する部分にあつては、入場者、利用者用の入口及びその他の当該部分の見やすい箇所とすること。

カ 屋内展示場の公衆の出入りする部分にあつては、当該場所の入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他展示品の内容又は展示場の形態に応じた見やすい箇所とすること。

キ 重要文化財等の内部及び周囲にあつては、入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所。ただし、形態等によっては省略することができる。

(2) 「火気厳禁」の標識

ア 劇場等、観覧場、集会場等の舞台及び客席にあつては、当該場所の入口の見やすい箇所とすること。

イ キャバレー等の舞台にあつては当該場所の入口の見やすい箇所とすること。

ウ 百貨店等の売場等にあつては、顧客、入場者、利用者用の入口の見やすい箇所及び危険物品の展示場所の付近には顧客の目につきやすい箇所とすること。

エ 映画スタジオ等の撮影の用に供する部分にあつては、当該場所の入口の見やすい箇所とすること。

オ 駐車場等の駐車のに供する部分にあつては、入場者、利用者用の入口及びその他の当該部分の見やすい箇所とすること。

カ 屋内展示場の公衆の出入りする部分にあつては、当該場所の入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他展示品の内容又は展示場の形態に応じた見やすい箇所とすること。

キ 重要文化財等の内部及び周囲の入場者、利用者用の入口の見やすい箇所その他の目につきやすい箇所。ただし、形態等により省略することができる。

(3) 「危険物品持込み厳禁」の標識

別表第1に規定する危険物品持ち込み禁止場所に掲げる標識は、禁止場所を有する防火対象物の当該入口等の見やすい箇所とすること。ただし、重要文化財等の内部及び周囲については、形態等によっては省略することができる。

(4) 標識の図記号

標識の設置において、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて図記号を設ける場合にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格8210に適合するものとし、当該防火対象物の規模、形態等に応じて、その目的を達しうる数を設

置すること。

14 全面的な喫煙の禁止

- (1) 条例第33条第3項第1号の規定による全面的に喫煙が禁止されている場合の火災予防上必要な措置については、次のとおりとする（重要文化財等を除く）。
 - ア 入口等の見やすい箇所に、全面的に喫煙が禁止されている旨の表示をした標識を設置すること。
 - イ 定期的に館内を巡視すること。
 - ウ 全面的に喫煙が禁止されている旨の定期的な館内放送を行うこと。
 - エ その他使用形態等に応じ消防長が火災予防上必要と認める措置を講じること。
- (2) 条例第33条第5項ただし書の規定による劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている場合の火災予防上必要な措置については、次のとおりとする。
 - ア 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に喫煙を禁止している旨を標示した標識を設置すること。
 - イ 定期的に館内を巡視すること。
 - ウ 当該階において全面的に喫煙が禁止されている旨及び他の階の喫煙所の案内等に係る定期的な館内一斉放送を行うこと。
 - エ その他使用形態等に応じ消防長が火災予防上必要と認める措置を講じること。

15 禁止行為の制止

条例第33条第7項の禁止行為の制止については、違反する者の防止対応として、指定場所の関係者が積極的に管理するとともに、場内放送等の活用を自主的に行うよう指導するものとする。

16 承認の取消し

- (1) 消防長は、承認した事項の全部又は一部が次の要件に該当すると認める場合は、承認を取消することができる。
 - ア 承認要件の不履行により、火災を発生させたとき。
 - イ 承認要件の変更のため火災予防上好ましくないと認められる場合で、指導によっても是正されないとき。
 - ウ その他火災予防上必要があるとき。
- (2) 消防長は、前項の規定により取消す場合は、別記様式第4（禁止行為解除承認取消書）によるものとする。

17 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。